

# 第13回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

## 第 1 3 回 和光市 農業委員会 総会 日程

平成 2 7 年 7 月 2 3 日 (木曜日) 午前 9 時 3 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 6 番 加山和義委員 7 番 齋藤定男委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請承認について  
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請承認について

日程第 5 協議事項 ① 8 月の農業委員会総会の日程について  
② 平成 2 7 年度県農地耕作状況及び農業経営調査について  
③ その他

日程第 6 諸報告 ① 会長専決  
② その他

日程第 7 閉 会 午前 1 1 時 1 0 分

出席委員（10名）

1番	柴崎幸夫君	3番	加藤親次郎君
4番	吉田武司君	5番	山田春雄君
6番	加山和義君	7番	齋藤定男君
8番	田中明君	9番	萩原正弘君
10番	富澤貢一君	11番	石田秀樹君

---

欠席委員（1名）

2番 畑中昭二君

---

開会 午前 9時30分

---

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 委員の皆様おはようございます。

それでは、第13回農業委員会総会を始めさせていただきます。

今週は梅雨が明け、暑い日が続いていますが、熱中症等にかかることなく、委員の皆様、体調の管理には十分気をつけてください。

本日、畑中委員からは欠席の連絡が入っております。

それでは、議事のほう、会長よろしく願いいたします。

○柴崎会長 おはようございます。

早朝より、農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日もよろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

第13回和光市農業委員会総会を始めます。

---

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 議事録署名委員ですが、6番の加山和義委員と7番の齋藤定男委員にお願いいたします。

---

◎提出議案

議案第1号 農地法第4条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に入ります。

議案第1号 農地法第4条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いいたします。

○事務局（青木） 補足説明に入る前に、図面の差し換えを御説明いたします。

本日、お配りしました和光市下新倉6丁目駐車場計画という土地利用計画図ですけれども、こちらの左下に断面図がありますが、仮に左からB-B'、C-C'とした場合、右側のB'

とCさんのところが隣地との境界になるんですけれども、こちらにブロックを積まないということで、議案書に挟まっているものが、ブロックを積むような形で記載しておりますので、隣地境界のところはブロックを積まないという形ですので、図面の差し換えをお願いいたします。

それでは、農地法第4条の許可申請承認について補足説明をさせていただきたいと思えます。

農地法第4条は、市街化調整区域内の農地を自己所有のまま自己資金で駐車場や宅地など、農地以外のものに転用する場合の許可申請になりまして、県知事の許可が必要になります。実際の許可権者は県知事となりますが、まず当該農地のある市町村の農業委員会において案件について審議をし、その審議による意見を参考に県知事が許可、不許可を判断する形になっております。

それでは、案件についての説明になりますが、今回の案件は隣地の下新倉6丁目\*\*\*で、平成27年3月にAさんが許可を受けている土地と一体で造成を計画するものとなります。今回の案件に伴いまして、Aさんの案件は計画変更の申請を行い、このBさんの許可と同時に承認がおりる予定となっております。

それでは、本案件の申請に至る経緯でございますが、本申請地は、平成27年2月まで隣地農地と一緒にCさんと農地の利用権設定をしておりましたが、現在合意解約となっております。

しかしながら、地権者であるBさんは住まいが遠方のため、作物を耕作することが難しく、当該地の管理は困難と判断し、転用して株式会社Dへ一括貸しする駐車場という計画になっております。

賃貸人の株式会社Dは、運送業及び建築工事業を主たる業務としており、申請地にはトレーラーダンプ5台、ミキサー車7台、社員通勤用の普通車2台を駐車する予定となっております。

引き続き図面をご覧ください。

土地の利用計画としましては東側道路面を出入り口とする計画となっております、全面開口しております。場内全体は掘削後15センチの厚さで砕石を敷き、開口部にかけて8メートルほど傾斜をつけて道路へすりつけながら、コンクリート舗装する予定になっております。境界につきましては、南側部分は2段から4段のコンクリートブロックを積み、西側水路にかけての2メートルと西側水路境界は高さ750センチの擁壁を築造後、その上にコンクリートブ

ロック 2 段を積む予定です。

それでは、農地法第 4 条の許可基準について、本案件と照らし合わせながら説明いたします。

まず、申請目的実現の確実性についてでございます。

こちらは、他の法令の条件をクリアしているか、転用計画に係る資金の調達ができているかということですが、今回何か建物を建てるということはないので、都市計画法や建築基準法などの他法令との調整はございません。また、計画に係る資金調達については、工事見積書とその額を上回る残高証明書を提出いただいておりますので、問題ありません。

次に、計画面積の妥当性です。

こちらは、農地の保護と確保のため、転用面積が必要最小限かどうかということになりますが、土地利用計画図を確認しますと、予定台数の収容について、妥当な面積と判断できると思います。

続いて、周辺農地生産条件への影響ですが、西側農地へは水路を挟んでおり、影響はない見込みです。

次に、計画から派生する被害防除についてです。こちらは、転用により土砂の流出や堆積、崩壊、日照、通風など、耕作に影響を与えない措置があるかどうかということですが、隣地境界にはブロックを積む計画であり、誓約書において計画どおりの利用を確約しております。

続きまして、隣地の農地所有者の同意ですが、今回、隣接する農地はございません。

最後に、農地の区分になりますが、本案件については、施行規則第 46 条の宅地化の状況が住宅等または公共施設が連担している程度に達する区域に近接する区域内にある農地ということで、市街化区域からおおむね 500 メートル以内という転用可能な第 2 種農地と判断が可能です。

以上が許可基準についてでございます。

補足説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。この議案に関しましては、参考人をお呼びしております。参考人の方に入っていただきたいと思います。

(参考人入室)

○柴崎議長 Bさんの代理人といたしまして、株式会社EのFさんとGさんに参考人として来ていただきました。

本日はどうもご苦労さまです。

本委員会では、議案に上程されました転用案件につきまして関係者の方に来ていただき、説明と質問に答えいただくようになっております。それで、まず説明をお願いいたします。指名してから発言をお願いいたします。

Fさん、お願いします。

○参考人F おはようございます。よろしくをお願いいたします。

まず、今回、B様、土地の所有者様で農地転用する理由書の内容をご説明をさせていただきます。

以前3月20日付で許可をいただいておりますA様が貸主の隣地ですね。\*\*\*番地の隣に今回なるんですが、そのA様のところを借りる株式会社Dという会社が、今使っているところが手狭だということで、今回合わせて借りたいという話の中で借りることになりました。

B様のほうは、平成22年2月26日に農用地利用集積計画書により、本土地を賃貸し本年の平成27年2月25日に存続期間の終期を迎えております。利用権の設定を受けておりましたC様とは、終期で合意解約ということで話がまとまっております。

現在、B様に関しましては、住まいが遠方になりまして、畑に作物をつくるのが難しく、今後の利用方法を検討中のところ、目の前の和光市下新倉6丁目\*\*\*番地を賃借して、利用中の株式会社Dが駐車場不足ということで、賃貸借契約に合意をしました。

理由書に関しては、以上になりまして、あとは工事の内容。

○柴崎議長 お願いします。

○参考人F 工事に関しましてですが、今回前回のA様とほぼ同じ工事になるんですが、まず\*\*\*のA様側に関しましては、一緒に合同で利用するというので、ブロック塀とか特になしという形に変更になりまして、\*\*\*番地のほう側だけブロック塀を積ませていただきます。あと裏の水路側に関しましては擁壁、あとは状況を見て一部ブロックということで工事を進める予定で、工事の図面をつくらせていただいております。あと、入り口付近に関しましては、土間のコンクリートを打ちまして、道路上に砂利がこぼれないようにということで、今回は予定をしております。

以上です。

○柴崎議長 よろしいですか。

○参考人F はい。

○柴崎議長 それでは、質問に移ります。

それでは、質問ある方、挙手をお願いいたします。

質問ある方いらっしゃいませんか。

吉田委員。

○吉田委員 よろしくお願ひします。

この土地の裏側に水路があると思うんですけども、水路は工事のときに潰さないですよ  
ね。

○柴崎議長 Fさん。

○参考人F 水路側に関しましては、一応隣のA様のところもやらせていただいんですが、和  
光市のH測量さんのほうに境界の確認をしっかりとさせていただきまして、これは農地転用簿  
になります、隣地の境界の確認をしまして、あと先日、道路安全課に行きまして、道路安  
全課の担当者の方と入り口付近の道路側と裏の水路側ということで協議をしております、  
水路をしっかりと確保した中で土留の工事をさせていただく予定であります。

以上です。

○柴崎議長 よろしいですか。

○吉田委員 雨が降ったときの排水が必要ですので、その辺はよろしくお願ひします。

○参考人F はい、しっかりとやらせていただきます。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

加藤委員。

○加藤委員 これAさんと隣り合っているんですが、一体利用というのは考えていないんでし  
ょうか。あと、出入り口は2つ設けると非常に無駄だと思うんですが、どういうふうを考え  
るか。

○柴崎議長 Fさん。

○参考人F ありがとうございます。今ご指摘いただいた点ですが、農業委員会の事務局の方  
には説明してありますが、A様とB様、共同で使う予定になりまして、図面は地番ごとに分  
けてくれということで2つに分けさせていただいている図面とあとは一体でつくっている図  
面と2パターン、今回出させていただいています。

基本的に真ん中の境もやりませんし、入り口は土間コンクリートを一体で敷かせていただ  
いて、1つの入り口ということで作らせていただく予定になります。

以上です。

○柴崎議長 そちらの図面は一体利用のものです。

○加藤委員 一緒になっているのですね。

○柴崎議長 工事図面は分けてあるけれども、利用計画図は一体になっているんですか。

○参考人F いや、両方。そうですね。利用図。

○柴崎議長 駐車の仕方が書いてある土地利用計画図は一緒ですよ。

○参考人F はい、一緒で。

○加藤委員 一緒になっている。

○柴崎議長 工事図は分けてあります。

加藤委員。

○加藤委員 一緒になっているんだったら、一応わかりやすく点線でも入れておいてもらえれば、こういうふうに分かれていると。

○柴崎議長 そうですね。一応境界の。

○参考人F はい。失礼いたしました。

○柴崎議長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

1つ私から。このミキサー車というのは、コンクリート会社はどちらになりますか。

Fさん。

○参考人F こちらのDという会社が、板橋区にありますI様というコンクリート会社の下請会社になっておりまして、ミキサー車とトレーラーダンプということで、この会社だけではなく、何社かこの周辺で置き場があるかと思うんですけれども、会社は別の会社になります。

○柴崎議長 その会社は板橋区のどの辺にあるんですか。

○参考人F 新河岸といえいいですかね。市場の先。

○柴崎議長 わかりました。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 ないようですので、本日はどうもご苦労さまでした。

○参考人F ありがとうございました。

(参考人退室)

○柴崎議長 田中委員何かありますか。よろしいですか。

○田中委員 Bさんとの境界にブロック積が書いてある。南側がAさんとの境界になるので、一体利用ができない図面になっている。

○柴崎議長 工事図は単体でやるという計画のものなんですけれども、それをやめて、だから

一括ということで、境のブロックが必要ないからということで図面を書き直したというか。駐車スペースというか、そういうのを書いてある図面は一体で書いてあるんですよ。違っていますか。

○田中委員 差換え図面の下はいいけれども、上が違っている。

○柴崎議長 そうですね。わかりました。その辺の図面をもう1回、図面を整理して差し換えてください。お願いします。

○田中委員 下の部分だけ差換えすればいい。断面図のところだけ。

○柴崎議長 それ向こうで出してきたんですか。

○事務局（青木） 代理人が作成して提出したものになります。

○柴崎議長 それでは、図面が違っているんで、その辺のところを差換えになりますので、認識しておいてください。

この案に関しまして、質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

1点よろしいですか。これ利用権設定が要するに合意解約ということですので、満期で解約ということになるの。

○事務局（青木） はい。利用権設定の期間が満了になり、そのまま合意解約したという形になります。

○柴崎議長 また次の方を探すとか、そういうことはどうだったんですか。

○事務局（青木） Aさんの申請のときは、農用地の利用もあわせて、考えていたということなんですけれども、その後、やはり駐車場として使ってもらいたいということで、今回の申請が提出されております。

○柴崎議長 やりたいという人はいなかった。借りようという人は特にいなかったんですか。

○事務局（青木） 農家だよりなどに掲載して募集して、何人か希望者もいたんですけれども、Bさんの意向でやはり駐車場にしたいということで、今回の申請になっております。

○柴崎議長 わかりました。

ほかに質問ないですね。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案が許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

#### 議案第2号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) 議案第2号 農地法第5条許可申請承認について補足説明させていただきます。

本案件の農地法第5条の許可申請ですが、調整区域内の農地において、賃貸方式により資材置場を造成後、賃借人へ一括貸しするという申請ですので、内容としては法第4条の許可申請になりますが、資材置場の申請の場合は、借受人を申請者とした法第5条第1項で許可申請を行ってくださいとの県の指導によりまして5条の申請となっております。

それでは、案件についての説明に入ります。

本案件の転用申請に至る経緯ですが、賃貸人は、現在会社員として勤務しており、農作業をすることが困難な状況が続いております。そんな折に板橋区東新町\*\*-\*-\*で借りている資材置場の立ち退きを求められている株式会社Jが近隣で代替地を探しているとの話を知り、現在使用している資材置場と同等の広さでもあります当該地を賃貸人が整備してから賃借人に一括貸しするという事で合意になり、坂下土地改良区環境保全組合の同意も得られたので、申請に至っております。

続いて、転用の概要について説明いたします。

申請地は、北側を開口部として幅約5メートルの出入り口を設け、付近をアスファルト舗装いたし、開口部以外の道路境界は高さ約20センチほどのコンクリート土留めと内側に設置されている高さ1.2メートルほどの既設単管パイプ柵を設置します。西側隣地境界は2/3までは北側道路境界からの既設の単管パイプを利用し、残り1/3と南側隣地境界及び東側隣地境界の五、六メートル付近までは、高さ2メートルの鋼板を新設します。東側隣地境界の残りの部分は、高さ1.2メートルの鉄パイプ柵を新設いたします。場内全体はバックフォーで整地した後、砂利を敷いて仕上げます。北側の道路境界については、道路安全課と協議し、特段の措置は必要ないとのことです。

賃借人の株式会社Jですが、こちらは主に造園業を主たる業務としており、今回の申請地には庭石3トン、植木10本、飛石、腐葉土20立米を置き、車両は置かない計画となっております。

続いて、農地転用の許可基準について本案件と照らし合わせながら説明させていただきます。

まず、申請目的実現の確実性ですが、建物を建築する予定はないので、こちらは他法令の調整は不要であり、計画に係る資金の調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書にて確認しております。

次に、計画の妥当性ですが、今回の申請地の面積は329平米ですが、現在使用している資材置き場は332平米でほぼ同面積となり、妥当な面積であると考えられます。

次に、周辺農地生産条件への影響ですが、隣接する農地については植木を植える予定であり、また照明は設置しないので、周辺の営農には影響は少ない見通しです。

排水や公衆衛生等への影響ですが、水道やトイレの設置は行いませんので、公衆衛生等に与える影響は少ない見通しです。

次に、計画から派生する被害防除ですが、誓約書において計画どおりの利用を確約しております。

隣地の農地所有者についてですが、転用計画について内容を説明の上、東側に隣接するKさんと西側隣地のLさんの同意を得ております。

次に、農地の区分についてですが、申請地を含む街区の40%以上が宅地及び駐車場敷地に転用されているため、農地法施行規則第44条第2号、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているという状況であり、転用が原則許可される第3種農地と判断することが可能です。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案に関しましても参考人の方を呼んでおりますので、入っていただきます。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。

賃借人、Jの代表取締役のMさんと賃貸人、Nさんの代理人といたしまして、O土地家屋調査事務所のOさんに来ていただきました。

本日は、どうもご苦労さまです。

和光市農業委員会では、議案に上りました転用物件につきまして、関係者の方に来ていただきまして、それから説明、また質問に答えていただくようになっておりますのでご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それから、発言は指名してからお願ひいたします。

それでは、説明をお願ひいたします。○さんお願ひいたします。

○参考人○ ○と申します。よろしくお願ひします。

今回、申請の土地なんですけど、申請人が祖父より相続した土地です。現在父親に農地として管理をしていただいています。

申請地の南側なんですけど、4階建ての建物があり、日当たりが余りよくない状態です。土も砂利等がまじってまして、耕作するには非常に問題があるというか、耕作しづらい土地になっています。

皆さんに迷惑のかからないように除草剤をまいたり、トラックで耕したりして、現在農地で維持してまいりましたが、それが非常に困難になってまいりましたので、今回転用の申請をお願ひしたいと思ひます。

知り合いから、造園業をなさっている方をご紹介されましていろいろお話をしましたら、この方でしたら間違いなくきれいに申請地も利用していただけるということで、転用の運びとなりました。

よろしくお願ひいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

Mさんからありますか。

○参考人M いえ、今の説明のとおりなんですけれども。

○柴崎議長 わかりました。

それでは、質問がある方、挙手をお願ひいたします。

ございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 質問ないようなので、本日はどうもご苦勞さまでした。

(参考人退室)

○柴崎議長 それでは、何かご意見、ご質問等があったらお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決に移ります。

この議案が許可相当ということで、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案に関しては以上です。

---

### ◎協議事項

#### ①8月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移ります。

まず、8月の農業委員会総会の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局(高橋) それでは、協議事項1の8月の農業委員会総会の日程についてですが、8月24日月曜日、25日火曜日、26日水曜日を提案させていただきます。いずれも午後2時から開始予定で、会場は、第2委員会室となります。

ご協議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 25と26日が農協の行事があるんですよね。一応24日がよろしいかと思うんですが、24日、都合の悪い方、いらっしゃいますか。加山委員。他に、都合の悪い方いらっしゃいますか。

○吉田委員 午後3時半ぐらいまでなら。

○柴崎議長 他に、24日で都合が悪い方はいらっしゃいませんか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 24日ということでよろしいでしょうか。午前と午後どちらがよろしいでしょうか。いつも2時ですけども、午後1時半でどうでしょうか。いいですか。

24日の午後1時半でよろしいでしょうか、それをお願いします。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 8月の日程は24日、午後1時半でお願いいたします。

---

#### ②平成27年度農地耕作状況及び農業経営調査について

○柴崎議長 続きまして、平成27年度農地耕作状況及び農業経営調査について、事務局より説

明をお願いいたします。

○事務局（高橋） 協議事項2の平成27年度農地耕作状況及び農業経営調査について説明いたします。

こちらは、農地法第52条に基づき、毎年農家の皆様をお願いしております、いわゆる8.1.調査になります。

お手元に実施要領をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

今回も500平米以上の経営面積をお持ちの方を調査対象とさせていただき、実際にご記入いただく世帯別調査票には、昨年までの調査等により把握している世帯の情報や農地の所有状況といった情報をあらかじめ記載しております。

調査票の左側及び下半分は、基本的には記載してあるものをご確認いただき、必要に応じて修正していただく形になります。今回も例年同様、農業委員の皆様から選出母体の各集落の調査票を各集落支部長さんにお渡しいただきますようお願いいたします。支部長さんの手に渡った後は、支部長さんや班長さんから各世帯に配布していただく形になります。日程につきましては、お手元の実施要領にございますとおり、委員の皆様から各集落支部長さんへの調査票の配布が24日から26日、各集落支部長さんから各世帯への配布が27日から31日、そして各世帯にご記入いただいた調査票を各支部長さんや班長さんに回収していただくのが8月1日から11日、回収した調査票の支部長さんから農業委員の皆様への提出が8月12日までとなっております。

最後に、8月12日以降、集まった調査票を事務局にお持ちいただくことを毎年お願いしております。最終的な事務局への提出ですが、8月14日の金曜日とさせていただきたいと思っております。この期限は念のために設けているものですので、間に合わない場合には、ご一報いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。調査票は後ほどお渡しさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

また、お手元に各集落支部長さんの名簿も配付しておりますので、そちらもご参照ください。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございました。

利用状況調査ですが、昨年と同様、また今年もお願いいたします。お手数おかけしますが、よろしくをお願いいたします。

何か質問等があったら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、終わってから配りますので、よろしくお願いいたします。

---

### ③その他

○柴崎議長 続きまして、その他、事務局お願いします。

○事務局（高橋） 協議事項3のその他としまして、2015和光市民まつりの模擬店の出店について、前回総会で委員の皆様のご意見を伺ったところでありますが、出店する場合には、来月に模擬店出店の申し込みを行いますので、改めて正式に農業委員会として出店を行うかどうかについてと、出店する場合、「じゃがべえ」にするのか、他のものにするのか、ご協議いただければと思います。

以上です。

○柴崎議長 市民まつりですが「じゃがべえ」、前回の会議では一応出店するという方向で決まりましたが、どうでしょうか。出店でよろしいでしょうか。

○齋藤委員 「じゃがべえ」でやるとこの前も言っていたからそれでよろしいと思います。

○柴崎議長 いいですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 「じゃがべえ」をやるということでよろしくお願いいたします。お手数かけますが、よろしくお願いいたします。

次、お願いします。

○事務局（高橋） 協議事項3のその他の2点目としまして、議案書にも同封させていただいた農地法第4条と第5条の考え方に関して説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、これまでの総会でも議論の対象になっていた事項になります。

このたび4月に許可権者であるさいたま農林振興センターの担当課長もかわられたこともあり、今回事務局でさいたま農林振興センター管理部農地担当に改めて内容の確認をいたしました。

4条と5条の判断についてですが、これまでは資金の負担元で4条か5条かを判断しておりました。これについて県の見解によると、計画作成が誰の意向によるかによって判断するのが適切であるとの説明でした。これまでは事業者への駐車場の一括貸しについては、資金の負担元が地権者であれば4条で申請してもらっていましたが、今後は5条での申請が適切ということになります。

例えば駐車場として一括で借りたいという事業者の意向に基づいて、地権者が駐車場を造成した場合も4条ではなく、5条で申請していただくこととなります。よろしくお願いいたします。

○柴崎議長 これに関しましては、以上といたしまして、意見がございましたら、事務局へ連絡するようお願いします。

---

## ◎諸報告

### ①会長専決

○柴崎議長 続きまして、それでは諸報告に移ります。

○事務局（高橋） 諸報告1の会長専決ですが、今月の会長専決は4条の届け出が2件、5条の届け出が12件となっております。ただいま写真をお回ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

（写真回覧）

○柴崎議長 ただいま会長専決の写真が回りましたが、ご質問、ご意見等があったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 何もないようですので、会長専決は以上といたします。

---

### ②その他

○柴崎議長 諸報告、その他、事務局お願いします。

○事務局（高橋） 諸報告2のその他ですが、前回の総会で8月28日の平成27年度農業委員研修会についてご説明いたしましたが、欠席される方がいらっしゃいましたら本日も報告していただけたらと思います。

それから、お手元に配付させていただきましたが、埼玉県農業会議から農政だよりニュースが届いています。農業委員会等に関する法律の一部改正案等が記載されていますので、ご確認をお願いいたします。

それと、2015年度版農業委員業務必携もお配りさせていただきましたので、ご参照いただけたらと思います。以上です。

○柴崎議長 委員の皆さんから意見等がございましたらよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 無いようですので終わりにしたいと思います。

---

◎閉会

○柴崎議長 長時間にわたりまして、慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、第13回和光市農業委員会総会を閉会します。本日はどうもありがとうございました。

閉会 午前11時10分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年10月26日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 加山 和義

署名委員 齋藤 定男